

授与機関名 順天堂大学

学位記番号 乙第 2532 号

Changes in attitudes of life insurance companies towards patients with sleep apnea syndrome undergoing continuous positive airway pressure in Japan

日本における睡眠時無呼吸症候群治療中の患者に対する生命保険取り扱い状況の変遷

澤田 大笹 (さわだ だいさく)

博士 (医学)

#### 論文内容の要旨

近年の研究により、睡眠時無呼吸症候群 (Sleep Apnea Syndrome, SAS) は、循環器疾患や、交通事故を引き起こすリスクを高めることが明らかにされている。また、治療には持続陽圧呼吸療法 (continuous positive airway pressure, CPAP) が有効であり、治療によって上述のリスクは、健常人レベルに改善されることが報告されている。したがって、スクリーニングによる SAS の早期発見・早期治療は、交通事故を防止するために重要である。

しかしながら、SAS 治療中の患者が団体信用生命保険の加入を断られたとの事例があった。このことから、生命保険加入を拒否されることを避けるために、事業用運転者が SAS スクリーニングを拒否する可能性が懸念された。

本研究では、このような背景を踏まえ、国内の全生命保険会社を対象に、CPAP 治療中の SAS 患者の生命保険申し込みへの対応に関するアンケート調査を 2009 年 (46 社)、2015 年 (41 社)、2021 年 (42 社) の 3 回実施し、同 SAS 患者に対する生命保険会社の取り扱いの変遷を分析した。

その結果、最近約 10 年間に於いて、SAS 患者を一般の健常人と同様に引き受けると回答した生命保険会社は 2009 年の調査で 10 社 (22%)、2015 年で 8 社 (20%)、2021 年で 12 社 (29%) と、若干の増減はあるものの、約 10 社であった。一方で、同 SAS 患者が生命保険に加入しようとした場合、いまだに多くの生命保険会社が健常人とは異なる対応をしている実態が明らかになった。また、本調査から生命保険会社毎に同 SAS 患者に対する取り扱いの違いがあること、またその理由についても幾つかの会社における方針が明らかとなった。

SAS 患者に対する生命保険会社の扱いは、SAS スクリーニングの受診に影響を与えるとともに治療を継続する上で重要な要因であることから、SAS 患者を健常人と同等に取り扱う会社名を公表する等、SAS 患者が生命保険に加入する際に不利な扱いを受けないように対策を講じる必要があると考えられた。また一方で、生命保険会社毎に SAS 患者に対する生命保険加入の引き受け基準が異なることから、CPAP 治療による事故率や疾病リスクの低減効果に関するエビデンスを各保険会社に提示する等の取り組みを促進することが重要である。